

平成25年10月11日

鳥取県条例第53号

鳥取県附属機関条例をここに公布する。

鳥取県附属機関条例（抄）

（趣旨）

- 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この条例に規定する事項について法律又は他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（設置）

- 第2条 別表第1の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。
- 2 別表第2の右欄に掲げる事項を調査審議させるため、教育委員会の附属機関として、同表の左欄に掲げる機関を設置する。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事、教育委員会その他の執行機関は、設置期間が1年未満の附属機関を設置することができる。
- 4 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、機関の名称、調査審議させる事項、設置期間その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

- 第3条 附属機関は、執行機関が定める人数の委員をもって組織する。

（委員）

- 第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、執行機関が任命する。
- 2 委員の任期は、執行機関が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会議）

- 第5条 附属機関は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。
- 3 附属機関は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会等)

第6条 附属機関は、その定めるところにより、部会又は分科会(以下「部会等」という。)を置くことができる。

2 部会等に属すべき委員は、附属機関が指名する。

3 前条の規定は、部会等の会議について準用する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、附属機関が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	調査審議する事項
鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進のための施策等に関する事項

第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進 委員会運営要領

（目 的）

第1条 この要領は、鳥取県附属機関条例（平成25年10月11日、鳥取県条例第53号）別表第1に掲げる鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会（ただし、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間にかかるもの。以下「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 策定委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- （1）第6期鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、有識者、事業関係者、専門職及び利用者の意見を計画に反映させること
- （2）計画の推進状況を注視し、有識者、事業関係者、専門職及び利用者の意見を進捗に反映させること
- （3）このほか、高齢者福祉施策に関する重要課題の検討

（組 織）

第3条 策定委員会は、委員19名で組織する。

- 2 委員の任期は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 策定委員会には、分科会及び分科会委員を置くことができる。

（委員長及び副委員長）

- 第4条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、策定委員会を統括し、代表する。
 - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（会 議）

- 第5条 策定委員会議は、福祉保健部長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 2 福祉保健部長又は委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（席 務）

第6条 策定委員会の席務は、福祉保健部長寿社会課において行う。

（そ の 他）

第7条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長寿社会課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。